

平成 30 年度 国立大学法人鹿屋体育大学 年度計画

(注)□内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

【1】教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各授業科目との整合性を学生の授業理解度・満足度等により確認し、明確にするとともに、体育・スポーツ学分野の教育の質保証における参照基準や難易度等を手がかりに授業科目等を精選・配置する。

- ・【1】カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと各授業科目との関連性を体系化したものについて、学生の視点からの理解度・満足度について確認し、検証する。また、体育・スポーツ学分野の教育の質保証における参照基準や難易度等を手がかりに授業科目等を検討する。

【2】教養教育においては、獲得した知識等を新たな課題に適用し、課題を解決する能力（汎用的能力）が高められるかを外部の評価テスト等を活用して点検、評価する。

- ・【2】汎用的能力が高められるかについて経年的変化を点検、評価する。

【3】専門教育においては、実践的な指導力やマネジメント力が高められるように、スポーツ指導実習を柱とした教育効果の評価方法等を開発して点検、評価する。

- ・【3】専門教育において学生の実践的な指導力やマネジメント力等が高められるかについて経年的変化を点検、評価する。

【4】学生の主体的な学修を確保するため、能動的学習（アクティブ・ラーニング）等を取り入れた授業科目を平成 31 年度までに全体の 100%にする。また、学生の事前準備・授業受講・事後展開を通した主体的な学修に要する学修総時間を確保・増加する。さらに、教育課程全体及び授業科目毎に修得すべきミニマムな学修課題を明確にして学生に周知し、主体的な学修の方向付けを支援する。

- ・【4-1】アクティブ・ラーニングの授業科目への導入を現時点で可能な授業科目から実施し、評価・検証を行うとともに、100%実施に向けて検討する。
- ・【4-2】学生の学修総時間を把握する。事前準備・事後学修に関する標準学修時間について点検し、授業計画（シラバス）に活用する。
- ・【4-3】ミニマムな学修課題を学生に周知する。

【5】授業科目毎の達成目標の水準と成績評価基準との関連を教育課程全体で統一化することについて、平成 30 年度までに検討し、平成 31 年度までに運用する。また、履修科目の成績の平均値（GPA）を活用した履修指導（履修登録数の制限等）を検討し、平成 30 年度までに運用する。

- ・【5-1】学生が理解しやすいようにシラバス等で成績評価の方法・基準を明示する。
- ・【5-2】GPA評価を履修指導（履修登録数の制限等）に活用する。

【6】 授業科目群毎にGPA評価や可視化された汎用的能力及び実践的指導力を学生へフィードバックし、学修の振り返り及び改善へと繋げる。小クラス指導体制の充実・強化により、学生の学修の振り返り・改善のポートフォリオシートの提出率を全体の70%以上とする。

- ・【6-1】 授業科目群毎の成績分布等を全体的に確認し、自主的な学修時間を点検する。
- ・【6-2】 卒業時に必要とされる汎用的能力及び実践的指導力の修得度を定期的に評価する方法を点検・改善する。
- ・【6-3】 授業科目群毎にGPAや可視化された汎用的能力及び実践的指導力を学生へフィードバックし、学修の振り返り、改善へとつなげるためのポートフォリオシート作成の試験運用を行い、点検する。

[大学院課程]

【7】 カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとコースワークスや研究指導等との関係・役割を体系的に明確にするとともに、授業科目等を精選する。さらに、学部教育から大学院教育まで一貫した視点での教育課程の編成等になっているかを学生の授業理解度・満足度より確認し、改善する。

- ・【7】 改訂した新教育課程を実施する。

【8】 スポーツ・健康に関する事業や研究プロジェクト等を通しての国際的な貢献や大学体育及び大学スポーツの教育研究を先導できる人材を養成するために、筑波大学等と連携し、修士課程及び3年制博士課程により編成される共同専攻を平成28年度に設置する。また、共同専攻や連携大学院の実績及び外部評価結果に基づき、学際的及び実践的な大学院教育の充実を図るために、教育課程の不断の見直しを行う。

- ・【8】 共同専攻の教育課程を実施する。

【9】 産業界や地域社会等が大学院教育に対する認識を深め、学生が将来のキャリアパスを描くことができるような情報発信や支援プログラムを整備し、平成30年度までに実施する。

- ・【9-1】 優れた大学教員を養成するとともに、大学教育の質の向上を図るために、博士課程の大学院生のティーチング・フェロー（教員の指導下で、一部授業を行うことが出来る）制度を実施する。
- ・【9-2】 産業界と連携したインターンシップや地域社会等と連携したフィールドワーク等を行うためのプログラムを検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【10】 教育企画・評価室が中心となり、学生の学修行動・授業科目の理解度・満足度の把握、学習到達度評価（GPA等を含む）、教養教育や専門教育の成果の可視化評価（ルーブリック）を手がかりに、教育プログラムの改善につながる全学的な教学の改革サイクルを確立する。

- ・【10】 前年度試験的に運用した評価結果等を検証し、教育プログラムの改善・進化につながる全学的な教学PDCAサイクルの確立を図る。

【11】アクティブ・ラーニング等や学内における学生の主体的な学修・協働学習を支援する環境の整備を行う。

- ・【11-1】前年度に実施した点検の結果を踏まえ、さらなる能動的学修環境の整備を図る。
- ・【11-2】平成28年度からの検討結果を踏まえ、TAに加え、学修支援のための学部生（スチューデント・アシスタント：SA）の活用環境を整備する。

【12】教育企画・評価室が中心となり、学修成果の可視化等に関わる情報収集を行い、教学改善が図れる教学IR機能を強化するための体制を整備する。

- ・【12】前年度に引き続き、学修成果の可視化が図れる教学システムの整備を図る。

【13】教員の教育・指導技術等に関する評価システムを構築するとともに、優れた教員を顕彰する制度を平成30年度までに確立する。

- ・【13】教員の教育・指導技術等に関する評価システムを構築するとともに、同システムを活用して優れた教員を顕彰する仕組みを構築する。

【14】アクティブ・ラーニング等の学生の主体的な学修を確立するための認識共有、授業方法の改善、授業準備に向けて、教員に対する研修セミナー等を含むファカルティ・ディベロップメント（FD）事業を推進する。

- ・【14-1】学内外で実施している能動的学修のワークショップ研修会等に教員が参画するよう研修内容や方法等について検討する。
- ・【14-2】FD推進専門委員会委員を外部研修や学内研修に参加させることによりファカルティ・ディベロップメントの専門的知識を修得させる。

【15】各教員の教育・研究指導等のワークロードを適切に評価するとともに、学部教育から大学院教育まで一貫した教育課程の編成を行うために、大学院における教育研究体制の再編を行う。また、教員の資質やグローバル化に対する教育・研究力の向上を図るため、大学院教育に携わる教員の研修参加を積極的に支援する。

- ・【15-1】大学院教育に携わる教員の資質やグローバル化に対応する教育・研究力の向上等を支援する。
- ・【15-2】俯瞰力、かつ学部教育から一貫した独創性を備えた大学院教育を実現するために、大学院における教育研究体制の再編を検討する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【16】学習支援やキャリア支援では、キャリアカウンセラー等の専門のスタッフの常駐や大学院生・学部上級生によるサポート体制を平成30年度までに確立する。

- ・【16】キャリアカウンセラーと大学院生・学部上級生（キャリアサポーター）による体制で学生のキャリアサポートを実施する。また、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を含めた就職支援並びにワークスタディを活用した支援を行う。

【17】学生が抱える多様な問題に適切かつ迅速に対応できるように、学生相談支援室を中心として、関係する教職員・組織との情報の共有化を推進し、学内外の専門家・機関との連携を強化するなど、迅速な解決に向けて有効に対応できる学生相談体制を構築する。

- ・【17】学生相談体制をさらに充実させ、学生が抱えている問題を迅速に解決する。

【18】 学生生活実態調査の結果、学内設置の意見箱に寄せられた意見・要望のほか、学生と職員との意見交換会等により学生の多様なニーズを把握し、快適かつ安全な修学環境を確保するとともに、第2期に実施した授業料・入学料免除等の実績等を踏まえ、経済的に困窮している学生への給付的支援を拡充させる。

- ・【18-1】 良好な修学環境の確保に向けた方策を確実に実行し、学生の多様なニーズに適切に応える。
- ・【18-2】 経済的に困窮している学生への支援をさらに充実するための方策を確実に実行し、学生生活の経済的基盤の確立を支援する。

【19】 競技力向上のために課外活動に対して積極的な支援を行う。特にオリンピック（平成28年リオデジャネイロ大会・平成32年東京大会）をはじめとする国際大会出場に向けた選手に対して、活動に必要な経費（国際大会出場に係る移動旅費や海外派遣に係る経費等）を支援する。

- ・【19-1】 さらなる競技力向上に向けた改善策を確実に実施し、課外活動への支援の強化を図る。
- ・【19-2】 主要な国際大会、特にオリンピック東京大会の日本代表候補者の輩出に向けた課外活動支援のための方策を確実に実施する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応できるように、追跡調査を基にアドミッション・ポリシーの再点検を行い、入学者選抜に係る具体的な評価方法を明確に示す。

- ・【20】 前年度に策定した入試区分別入学者選抜の評価方法に基づき、新たな入学者選抜に係る内容等について点検を行う。

【21】 入学者選抜において、理論と実践とを連結する能力を有し、かつ人間的な魅力に満ちた指導者になり得る人材を養成するため、多面的・総合的な評価を行える選抜方法を確立する。

- ・【21】 前年度に策定した入学者選抜方法について、多面的・総合的な評価を行える選抜方法となっているかの検証を行うため、試行テスト実施の検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【22】 グローバルなスポーツ研究イノベーション拠点の形成を目指して、平成27年度に運用を開始したスポーツパフォーマンス研究棟を活用し、スポーツ医科学・情報工学分野と連携・融合したさまざまな研究プロジェクトを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【22】 スポーツパフォーマンス研究センターを活用した研究プロジェクトについて検証を行う。

【23】 トップアスリートの育成・強化を目的とする、Top Athlete Support System (TASS) プロジェクト等を通じて、学生の競技力向上に直接寄与する研究を推進すると同時に、その研究成果を広く社会へフィードバックする。

- ・【23】 前年度と同様の手法により、アスリートの競技力向上のための支援を行うとともに、得られた横断的な測定データの蓄積からアスリートに必要な体力要素を種目別・レベル別に検討し、明らかにする。また、その成果を活用して、個々のアスリートの競技力向上を図るための縦断的な検討も行う。さらに、その研究成果を『スポーツパフォーマンス研究』などの実践研究系の研究誌に公表する。

【24】 総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの多様なプラットフォームにおいて、健康の維持増進を目指した様々なスポーツ活動等に関する支援を行う。また、地域における健康の維持増進、生活習慣病予防等に関する研究を Promotion of Active Life Style (PALS) プロジェクト等により実施するとともに、地方自治体等と連携して普及に努めてきた貯筋運動を国内だけでなく、海外で実施するグローバル貯筋研究プロジェクトとして推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【24-1】 総合型地域スポーツクラブなど地域スポーツのプラットフォームの形成のための支援を行う。
- ・【24-2】 本学が開発・普及してきた「貯筋運動プロジェクト」を地元自治体等と連携して普及に努める。また、アジア諸国を始め連携の取れる海外の大学間で研究プロジェクトを実施し、専門的指導者を養成する。

【25】 実践的活動による検証も踏まえ、子どもから中高年者のスポーツによる健康づくりの原理を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発する。

- ・【25】 前年の介入調査の結果を分析し、作成した運動プログラムの効果を確認する。また、トレーニング量等を適宜変更し、運動プログラムの内容を修正するとともに、その効果について改めて検証を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【26】 学長のリーダーシップの下、最先端のスポーツ科学を駆使した教育研究及びスポーツパフォーマンス研究を実施するための研究者の戦略的人員配置を実施し、学内の共同研究体制を強化する。

- ・【26】 スポーツパフォーマンス研究棟を学内共同教育研究施設として組織し、他のセンター（学内共同教育研究施設）との連携について検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【27】 大学の教育研究資源を活用し、地域の課題・ニーズに対応した公開講座等を年間 15 講座開設するなど、大学開放事業に発展的に取り組む。

- ・【27】 地域のニーズを調査し、それに基づいた公開講座等の開設を検討・実施する。また、スポーツ・武道文化の振興・発展に寄与するために、武道や海洋スポーツの普及を目的とした大学開放事業を地域と連携して継続的に実施する。

【28】 大学を基盤とする総合型地域スポーツクラブ（NIFS スポーツクラブ）をはじめ、ジュニアの育成など地域のニーズを踏まえた活動を推進し、地域スポーツの振興に寄与するために、施設使用及び指導者派遣等について、継続的に支援する。

- ・【28】 NIFS スポーツクラブにおける各事業部門への指導者の派遣や施設の貸与等を継続的に行い、同クラブの運営を支援する。

【29】 地方自治体や企業等との共同研究・研究交流等を通じて、知的財産を創出し、活用する。また、地域社会において産学官での受託事業等における連携を活用し、地域発イノベーションの創出を双方向で取り組む。

- ・【29】 知的財産の創出、取得及び活用のために広く各種機関、研究会等からの情報収集に努めるとともに学内で講習会等を開催する。また、地元自治体と連携し、本学の知的資源を活用して、地域活性化に取り組む。

【30】国民の健康や体力づくり、スポーツ実践・文化の発展に寄与する研究プロジェクトを設置して組織的に取り組み、その研究成果を国民の健康増進や競技力向上のために情報発信する。

- ・【30】PALS (Promotion of Active Life Style)、CASE (Community Activation through Sporting Events) 及びTASS (Top Athlete Support System) プロジェクトの研究成果を生かして地域社会との連携・協力の下、運動による身心の健康の保持推進や競技力向上に関する研究を推進し、その結果を情報発信する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

【31】国際交流協定の締結校数を10%拡充するとともに、外国人研究者及び留学生の受入れを20%拡充する。

- ・【31】交流協定校との活発な交流の継続を推進するとともに、英語圏の派遣先を開拓し、留学プログラムの開発を検討する。

【32】大学のグローバル化に向けた教育研究を発展的に取り組むため、文部科学省補助事業である国際スポーツ・アカデミー形成支援事業などを活用し、主にアジアの若手指導者や研究者を育成するとともに、教職員及び学生のグローバル化に繋がる環境を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【32-1】グローバル化に向けて海外の研究者との共同研究プロジェクトを推進する。
- ・【32-2】国際スポーツ・アカデミー形成支援事業参加者を対象とし、SNSを活用したネットワークを充実させる。また、学生・教職員のグローバル化を推進するとともに、外国人留学生の受入れ及び日本人学生の海外留学・派遣を実施する。

【33】2020年開催の「東京オリンピック・パラリンピック」に向けて、関係機関と連携し、競技スポーツにおける指導者等の育成及び研究活動に積極的に取り組む中で、スポーツ界でグローバルに活躍できる人材を養成する。

- ・【33】前年度に引き続き、オリンピック・パラリンピック関連プログラムを実施し、学生等に対してオリンピック・パラリンピックに関する教育と社会への参画機会の支援を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【34】学長をトップとしたIR体制を整備し、本学のミッションに基づき、体育・スポーツ分野における強みを活かした戦略的な法人運営を行う。

- ・【34】IR機能を有する運営企画会議で分析したデータを活用し、教育研究及び組織見直し等の法人運営に活かす。

【35】本学のミッションの実現に向け、さらに戦略的な法人運営を行うため、学長のリーダーシップ経費の機能的な予算編成・配分システムを整備し、運用を開始する。

- ・【35】予算編成・予算配分システムを実行・検証するとともに予算基盤確立のための基本方針に基づく実行計画を実行・検証する。

【36】人事・給与システムの弾力化に取り組み、教員の10%以上に年俸制を導入するとともに、本学のミッション遂行のため策定した人事マネジメント方針に基づき、若手、女性、外国人等多様な人材の確保等、戦略的な人員配置を行う。

- ・【36】人事マネジメント方針に基づき、I R機能を有する運営企画会議等からの提案を踏まえながら、弾力的な給与システムの実施と戦略的な人事配置を推進する。

【37】経営協議会や地方自治体との連携協議会等を利用し、地域社会や全国的視野でのスポーツ界の意見・ニーズを把握し、対応状況をHPで公表する。

- ・【37】経営協議会や地方自治体の連携協議会等で出された学外者からの意見を本学の大学運営の改善に活かすとともに、対応状況を公表する。

【38】学内共同教育研究施設（センター）の役割機能・特徴を明確化し、目的に合った教育研究施設とするためのセンターの人員配置等の見直しを平成30年度までに実施する。

- ・【38】学内共同教育研究施設（センター）の役割・人員配置等の見直し案に基づき、各センターの目的にあった人員配置等、センターの再編を行う。

【39】教員の評価システムの検証を行い、より適切な評価制度に改善する。また、教員評価の結果については、重点的研究資金の配分や給与等の処遇へ適切に反映させる。

- ・【39】現行の教員の自己点検・評価（教員業績）の評価基準や評価結果通知方法等について、継続的に検証を行い、より適切な評価制度とする。また、評価結果についても引き続き、教員研究費の重点配分や給与への処遇、年俸改定に適切に反映させる。

【40】監事のサポート体制を強化するために、監査室の検証・改善を行うとともに、監事監査結果に対し、学長のリーダーシップの下、指摘事項の改善を図り、大学運営に確実に反映させる。

- ・【40】監事のサポート体制について、継続的に検証を行う。また、監事監査結果による指摘事項の共通理解を図り、速やかに改善し、大学運営に反映させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【41】男女共同参画推進のため、女性が働きやすい職場環境を整備するとともに、管理職に占める女性の割合を20%以上にする。

- ・【41】女性が働きやすく活躍できる環境作りと、リーダー育成を目的としたセミナー等への参加を促し、男女共同参画推進の啓発を行う。

【42】本学のミッションの遂行のために策定した人事マネジメント方針に基づき、戦略的授業科目構成への対応、年俸制の導入、将来を見据えた年齢構成の偏りの是正等を実施する。

- ・【42】I R機能を有する運営企画会議、教育企画・評価室等から提供される情報、分析データ等により、人事マネジメントを実施する。

【43】教学I Rを推進するための組織である「教育企画・評価室」において、学修行動及び修学の可視化や教育内容・方法等の改善を行い、グローバル化の推進やスポーツ科学の進展など体育系大学の特色をこれまで以上に発揮できる教育研究組織を整備する。

- ・【43】教育企画・評価室において情報収集・分析した教学I Rデータや学生及び社会のニーズ等を踏まえて、運営企画会議等において教育研究組織の見直しについて検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【44】事務機能が最大限に発揮されるように、業務全般の再点検・見直しをIR戦略室のデータを活用して行い、効率化・合理化を進める。また、事務の高度化やIR手法に対応するため、能力開発や専門的能力向上を目的とした研修を計画的に実施する。

- ・【44-1】前年度に引き続き、事務組織再編や事務改革後の事務機能について、機能強化や効率化・合理化が図られたかをIRデータ等を活用して、検証する。
- ・【44-2】事務職員に能力開発や専門的能力向上を目的とした学内外の研修計画を提示し、参加させる。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【45】科学研究費助成事業への応募・採択増を推進するため、学内外の有識者からの説明会を計画的に開催するなど、科学研究費助成事業等競争的研究資金の獲得に全学的に取り組む。

- ・【45】科学研究費助成事業等の競争的研究資金の獲得に向けた説明会等を開催する。

【46】共同研究・受託研究の受入件数増に向けて、企業や地域社会への広報活動、情報収集等に積極的に取り組む。

- ・【46】受託研究・共同研究の受入に向けて、企業や地域等への積極的な広報活動を展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【47】光熱水量や管理的経費節減に向け、講義室や執務室の不要時の消灯による節電、パソコン会議によるペーパーレス化等、効果的な取組を継続的に実行するとともに、既存設備・物品の共用化等の利活用を推進する。

- ・【47】経費削減のための基本方針に基づく実行計画を実行・検証する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【48】既存の教育及び研究設備の適正な管理・運用状況を把握し、効果的・計画的な利活用対策を講じるとともに、不要設備の整理を推進する。また、収支状況を随時把握し、運用可能な額を積極的に運用する。

- ・【48】教育及び研究設備の適正な管理・運用状況を把握し、利活用対策を講じるとともに、不要設備の整理を行う。また、財源の収支状況を随時把握し、運用可能な額を積極的に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【49】自己点検・評価及び第三者評価の評価結果を大学運営の改善に反映させるため、IR戦略室においてIRデータに基づき分析を行い、その結果を大学運営の改善に活用する。併せて、PDCAサイクルを確実に実施する。また、自己点検・評価の作業効率を図るために、既存のシステムを活用し、評価に係るデータベースを計画的に強化する。

- ・【49-1】自己点検・評価や第三者評価の評価結果に対し、IR機能を有する運営企画会議を活用して分析を行い、大学運営の改善に反映させる。
- ・【49-2】機能強化を図ったデータベースの内容の検証を行い、自己点検・評価の作業効率を向上させるために、必要に応じて見直しを行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【50】 本学の国内における認知度及び社会的評価のさらなる向上を実現するために、社会的ニーズを踏まえた情報発信の強化も視野に入れ、特に、ホームページ・大学ポートレート及び東京サテライトキャンパス等を活用して、特色ある活動など大学の特徴を具体的かつ効果的に情報発信する。

- ・ 【50】 ホームページ・大学ポートレート等を活用し、積極的な情報の公開・発信を行う。さらに、前年度末に行った学外者への広報活動に関するアンケートを集約し、その結果を踏まえた広報活動を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【51】 教育研究の充実、競技力の向上及び本学の機能に即したキャンパス環境の向上を図るため、国の財政措置の状況を踏まえ、計画的に施設整備を推進する。

- ・ 【51】 キャンパスマスタープラン及び施設整備計画に基づき計画的に施設整備を実施する。

【52】 施設の効率的な運用を図るため、施設整備計画に基づき、良好な教育研究環境や体育大学の特性を踏まえた安全性に配慮した適切な維持管理を実施するとともに、体育大学の特性を踏まえた施設の有効活用を推進する。

- ・ 【52】 施設整備計画に基づき利用者の安全性に配慮した良好な教育環境を提供するための維持管理を実施する。また、教育環境の変化やニーズに合わせた改修を実施し有効活用を図る。

【53】 環境に優しい持続可能なキャンパスの実現を目指し、「鹿屋体育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」並びに国の財政措置の状況を踏まえ、照明のLED化や高効率型空調機器の採用及び空調温度の適正管理等により温室効果ガスの削減に取り組む。

- ・ 【53】 「地球温暖化対策に関する実施計画（平成28～32年度）」に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【54】 教職員及び学生の安全と健康の意識を向上させるため、労働安全関係法令に基づく安全衛生点検を実施し、学内の安全確保や教職員及び学生の健康管理に取り組む。

- ・ 【54】 労働安全関係法令に基づく安全衛生点検を実施し、学内の安全確保や教職員及び学生の適切な健康管理を推進する。

【55】 情報セキュリティポリシーの物理的、人的、技術的なセキュリティにかかる遵守事項に則り、サイバー攻撃、情報漏洩等を防止するための情報セキュリティ対策を推進する。

- ・ 【55】 情報セキュリティ対策の改善に努めるとともに、教職員へ情報セキュリティポリシーの啓発活動を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【56】教職員及び学生への啓発・研修等のハラスメント防止対策を推進し、ハラスメントのない快適な教育研究・職場環境を確保する。

- ・【56】ハラスメントの防止を目的として、教職員を対象とした講習会や新入生オリエンテーション等で学生向けの啓発活動を実施する。

【57】教職員に対して、不正経理の防止を含む予算の適切な執行や個人情報の適正な管理を徹底するとともに、内部監査により実施状況を確認する。

- ・【57-1】不正経理の防止を含む予算の適切な執行を行うために教職員に対して説明会を開催するとともに誓約書を提出させる。
- ・【57-2】監査室において、内部監査等の監査業務を厳正に行い、不正経理の防止や個人情報の適正管理を徹底する。

【58】契約事務に関する適正性や透明性・競争性の確保についての点検等を実施し、契約の適正化を推進するとともに、資産の管理状況についても再点検を行う。

- ・【58-1】契約事務に関する適正性や透明性・競争性の確保のため、情報の公開や契約事務について再点検・見直しを行う。
- ・【58-2】監査室において、内部監査等の監査業務を厳正に行い、契約事務の適正性について、点検する。

【59】公正な研究活動や研究費の執行を推進するために、随時、不正行為に関する規則等の見直しを行い、「公的研究費使用の手引き」等に不正防止に関する内容を充実させる。また、不正行為の防止や研究倫理の向上を図るための研修会等を毎年度実施する。

- ・【59-1】研究費不正防止室を中心に、研究費不正防止に関する規則・手引き等の見直しを随時、実施する。
- ・【59-2】研究費不正防止室を中心とした不正防止体制を整備するとともに、研究者向けの講習会等の啓発活動を実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

359,243千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(白水) 基幹・環境整備 (屋外照明設備)	総額 252	施設整備費補助金 (235)
(白水他) ライフライン再 生(給水設備)		船舶建造費補助金 (—)
小規模改修		長期借入金 (0)
		(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (17)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

本学のミッション遂行のため策定した人事マネジメント方針に基づき、若手や女性等の多様な人材の確保、年俸制の導入、他機関との人事交流等により、戦略的な人員配置を行う。

(参考1) 平成30年度の常勤職員数 124人

また、任期付き職員数の見込みを24人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 1,197百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 528
施設整備費補助金	235
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	16
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	17
自己収入	560
授業料、入学金及び検定料収入	513
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	47
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	120
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	60
出資金	0
計	2, 537
支出	
業務費	2, 148
教育研究経費	2, 148
診療経費	0
施設整備費	252
船舶建造費	0
補助金等	16
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	120
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	2, 537

※記載金額は百万円単位とし、表示単位未満は四捨五入して表示

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額1, 372百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額155百万円

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額113百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額7百万円

[人件費の見積り]

期間中総額1, 197百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	2, 4 5 2
業務費	2, 0 8 8
教育研究経費	6 4 4
診療経費	0
受託研究費等	5 4
役員人件費	4 5
教員人件費	7 5 3
職員人件費	5 9 3
一般管理費	1 2 9
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2 3 5
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	2, 3 9 4
運営費交付金収益	1, 4 9 5
授業料収益	4 2 6
入学金収益	6 4
検定料収益	1 0
附属病院収益	0
受託研究等収益	5 4
補助金等収益	1 6
寄附金収益	6 4
施設費収益	1 7
財務収益	0
雑益	5 7
資産見返運営費交付金等戻入	7 1
資産見返補助金等戻入	1 1 1
資産見返寄附金戻入	1 0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△ 5 8
目的積立金取崩益	5 8
総利益	0

※記載金額は百万円単位とし、表示単位未満は四捨五入して表示

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 591
業務活動による支出	2, 253
投資活動による支出	284
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	54
資金収入	2, 591
業務活動による収入	2, 069
運営費交付金による収入	1, 372
授業料、入学金及び検定料による収入	513
附属病院収入	0
受託研究等収入	63
補助金等収入	16
寄附金収入	57
その他の収入	47
投資活動による収入	252
施設費による収入	252
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	270

※記載金額は百万円単位とし、表示単位未満は四捨五入して表示

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>体育学部</p>	<p>スポーツ総合課程 480人 武 道 課 程 200人 第3年次編入学 40人</p>
<p>体育学研究科</p>	<p>体育学専攻 48人 （うち修士課程 30人 博士後期課程 18人 ） スポーツ国際開発学共同専攻 6人 〔うち修士課程 6人 〕 大学体育スポーツ高度化共同専攻 6人 〔うち3年制博士課程 6人 〕</p>